

令和7年度 町単 表現コミュニケーション教育委託に関する業務仕様書

1. 業務の名称

令和7年度 町単 表現コミュニケーション教育委託

2. 業務の目的

児童生徒が演劇的手法を通じて、コミュニケーション能力や表現力、創造力を学び育むことを目的として、「アート的手法を活用した学び」を実践する。演劇をはじめ、さまざまなアート的手法を取り入れたワークショップなどを児童、生徒、教員に体験するとともに講師（ファシリテーターやコーディネーター）など文化芸術関係者のネットワークを構築し、子どもの発想を生かし育てる活動を取り入れることで、自己肯定感・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に生かせるよう取り組むもの。また、軽井沢町における3つの教育一貫独自プログラムである、「軽井沢学」に位置付けられ、児童・生徒、教員が軽井沢愛を育み軽井沢力を磨いていく為の学びを行うもの。

3. 受託者による業務の内容

(1) 担任との打合せ 計3回

(2) 教員研修の実施 3小学校×各1回、高校×1回

(3) 表現コミュニケーション授業 小学5・6年生×3校×各6回

(ただし、小学6年生については最終回のみ3校合同での実施)

(4) 表現コミュニケーション授業 軽井沢高校1年生×2回

(5) 記録動画の撮影及び、編集作業一式

(6) 効果測定業務一式

(調査研究、専門家による検証結果の報告業務一式、レポート作成一式)

(7) 各実施業務に伴う、実施報告書の作成、提出

(8) 授業分析、評価と情報提供及び授業方法などの教員に対する支援

(9) その他軽井沢町教育委員会が必要と認め、受託者が合意する業務

4. 業務履行場所

実施場所は、次のとおりとする。

【表現コミュニケーション教育委託】

内容	場所	備考
表現コミュニケーション授業	・軽井沢東部小学校 ・軽井沢中部小学校 ・軽井沢西部小学校 ・軽井沢高等学校	担任との打合せについては、実施校での開催とする。
教員研修	上記の場所	

5. 業務履行期間及び業務履行日時

- (1) 業務履行期間は、令和7年契約日翌日から令和8年3月31日までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、休校日、軽井沢町教育委員会が指定する日は、本業務に係る学校との調整・協議等の履行は行わないものとする。
- (2) 業務の履行は、契約締結後に実施する、町担当者及び実施校の担当者との打合せ協議により、日程及び時間を決定するものとする。
- (3) 派遣委託業務履行場所において行事等の都合上、業務履行日時を変更する場合は、予め双方協議・合意の上変更できる。

6. 受託業務事業者

- (1) 受託業務を履行するにあたり、受託者は派遣委託業務履行担当者を定め、軽井沢町教育委員会へ事前に通知する。
- (2) 委託業務履行担当者は、次のとおりとする。
 - ① メインファシリテーター2名及び、アシスタント1名を原則として配置すること。
 - ② 犯罪による刑罰などの執行猶予を受けていないこと。また、過去に禁固以上の刑に処されたことがないこと。
 - ③ 各学校の校則を遵守出来る者。

7. 業務の改善

軽井沢町教育委員会は、受託者が次の各号の一に該当するときは、受託者に改善を命じ、これを執行させることができるものとする。

- (1) 日本国憲法その他日本の法令または業務委託契約書、仕様書に違反したとき

(2)業務履行実績が不良と認められるとき

(3)児童、生徒、学校に対して信用を傷つけ、または不名誉となる行為を行ったとき

8. 守秘義務

受託者は、業務を履行するにあたって知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も同様とする。

9. 緊急時の通知等

(1)受託者は、24時間連絡・対応可能な緊急連絡体制を整備し、長野県内に常時緊急対応ができる責任者を置くこと。

(2)緊急の事態が発生した場合、直ちに電話等により、業務履行場所の校長及び軽井沢町教育委員会事務局に連絡するとともに、業務が円滑に履行できるように対処しなければならない。また、その状況を遅延なく書面をもって軽井沢町教育委員会事務局に報告しなければならない。

10. その他

(1)受託者は、委託業務履行担当者の使用者として労務関係法上の全ての責任を果たすとともに、適切な教育指導、研修及び業務命令を行う。

(2)その他、委託契約書又はこの仕様書に記載のない事項については、軽井沢町教育委員会と受託者が協議・合意の上、決定するものとする。